

議第52号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市放課後児童クラブ 別紙のとおり

2 指定管理者となる団体

株式会社トヨタエンタプライズ

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市放課後児童クラブ

- ・三島市錦田放課後児童クラブ
- ・三島市徳倉第一放課後児童クラブ
- ・三島市徳倉第二放課後児童クラブ
- ・三島市西第一放課後児童クラブ
- ・三島市西第二放課後児童クラブ
- ・三島市東放課後児童クラブ
- ・三島市南第一放課後児童クラブ
- ・三島市南第二放課後児童クラブ
- ・三島市南第三放課後児童クラブ
- ・三島市沢地放課後児童クラブ
- ・三島市向山第一放課後児童クラブ
- ・三島市向山第二放課後児童クラブ
- ・三島市向山第三放課後児童クラブ
- ・三島市山田第一放課後児童クラブ
- ・三島市山田第二放課後児童クラブ
- ・三島市北上放課後児童クラブ
- ・三島市北第一放課後児童クラブ
- ・三島市北第二放課後児童クラブ
- ・三島市北第三放課後児童クラブ
- ・三島市長伏放課後児童クラブ
- ・三島市中郷第一放課後児童クラブ
- ・三島市中郷第二放課後児童クラブ
- ・三島市佐野放課後児童クラブ
- ・三島市坂放課後児童クラブ